

# 死亡届出後の手続きについて

死亡届出をされた後、各区分に該当する方は、役場各担当課でなるべく早めに手続きをしてください。

※ 福祉課、健康長寿課は、岩美すこやかセンター内にあります。

区 分	お持ち頂くもの	手続きの内容	手続きは
1.印鑑登録をしている方	印鑑登録証	印鑑登録証をお返しく下さい。 死亡届出をもって自動的に廃止されます。	住民生活課 住民係
2.個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	個人番号カード 住民基本台帳カード	個人番号カード、住民基本台帳カードをお返しく下さい。	住民生活課 住民係
3.国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証 印鑑	被保険者証をお返しく下さい。 相続人代表者届出・葬祭費の請求等の手続きをしてください。	住民生活課 保険係
4.国民年金を受給している方	年金証書・印鑑 相続人代表者の通帳	未支給請求等の手続きをしてください。	住民生活課 保険係
5.後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方（75歳以上の方）	後期高齢者医療被保険者証 印鑑 相続人代表者の通帳	被保険者証をお返しく下さい。 相続人代表者届出・葬祭費の請求等の手続きをしてください。	住民生活課 保険係
6.介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上の方）	介護保険被保険者証 印鑑 相続人代表者の通帳	被保険者証をお返しく下さい。 相続人代表者の届出をしてください。	健康長寿課 介護保険係
7.身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳 印鑑	返還届の手続きと手帳をお返しく下さい。又、各種手当を受けている方は手続きをしてください。	福祉課 地域福祉係
8.特別障害者手当・障害児福祉手当を受けている方	印鑑 相続人代表者の通帳	死亡届・未支給請求等の手続きをしてください。	福祉課 地域福祉係
9.固定資産を所有している方	印鑑	相続人代表者の届出をしてください。 登記の名義は法務局で変更してください。	税務課 課税係 法務局
10.原動機付自転車(125cc以下) 農耕車を所有している方	印鑑	名義変更、又は廃車の手続きをしてください。 (廃車の場合はナンバープレートをお返しく下さい)	税務課 課税係
11.町税等口座振替をしている方	金融機関お届け印	変更の手続きをしてください。	税務課等関係各課
12.上下水道使用者名義人となっている方	印鑑	廃止、名義変更等の手続きをしてください。	環境水道課 計画調整係
13.農業者年金を受給している方	年金証書 印鑑	死亡届・未支給請求等の手続きをしてください。	農業委員会 (産業建設課内)
14.農地・森林を所有している方	印鑑	農地・森林相続時における相続人の届出をしてください。(農地→農業委員.森林→産業建設課)	農業委員会 産業建設課

※ 1人世帯の方が亡くなられたとき

区 分	手 続 き 内 容	詳 し く は
1.防 災 無 線	防災無線を返却してください。	総務課 地域防災係
2.水道・下水道	廃止・名義変更等の手続きをしてください。	環 境 水 道 課
3.納 税 組 合	脱退等の手続きをしてください。	税 務 課 収 税 係

・住民税はその年の1月1日現在の状況で、その年度の住民税を前年の所得に応じて課税します。

・軽自動車、125cc超のバイク等を所有している方が亡くなられた場合、軽自動車検査協会・陸運局で廃車又は名義変更の手続きが必要です。